

【 別 添 1】

1. 利用料金

サービス利用に対しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「総合法」という。）に基づき介護給付費等が支給されます。総合法に基づく介護給付費等は、本事業所が代理受領いたします。

事業者が介護給付費を法定代理受領する場合には、利用者は、介護給付費対象サービスの利用料として、利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じて市が定めた利用者負担額を事業者にお支払いいただきます。

なお、法定代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

また、利用者が市から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合には、事業者が利用者に代わって市から減額分の支払いを受け、減額後の利用負担額をお支払いいただきます。

さらに、希望により市が決定する障害サービス支給決定を超えてのサービス利用については、ご利用に応じ居宅介護基準サービス料金等の全額をお支払い頂きます。

（1） 居宅介護基準サービス、重度訪問介護サービス、同行援護サービス サービス利用料金（1回につき）

下記の単位数から、所定単位数（基本単位数と各種算定された加算を加えた単位数）に、「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を上乗せし、地域区分「その他（丙地）」であるため10円を乗じた額をサービス利用料金とします。その内、利用者又は扶養義務者は、受給者証に記載された負担上限月額の範囲内で自己負担分（原則一割）を支払い下さい。

【居宅介護サービス】＊表 1

(単位：単位数)

サービスに要する時間	身体介護	通院介助 (身体介護伴う場合)
30 分未満	256	256
30 分以上 1 時間未満	404	404
1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	587
1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	669
2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	754
2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	837
3 時間以上 (916 単位に 30 分増す毎に)	+83	+83
サービスに要する時間	家事援助	
30 分未満	106	
30 分以上 45 分未満	153	
45 分以上 1 時間未満	197	
1 時間以上 1 時間 15 分未満	239	
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275	
1 時間 30 分以上 (309 単位に 15 分増す毎に)	+35	
サービスに要する時間	通院介助 (身体介護を伴わない場合)	
30 分未満	106	
30 分以上 1 時間未満	197	
1 時間以上 1 時間 30 分未満	275	
1 時間 30 分以上 (343 単位に 30 分増す毎に)	+69	
【加算】障害福祉サービス算定基準に基づいて算定されます ・特定事業所加算（Ⅰ） 1 回につき基本単位数の 20%を加算 ・特定事業所加算（Ⅱ） 1 回につき基本単位数の 10%を加算 ・特定事業所加算（Ⅲ） 1 回につき基本単位数の 10%を加算 ・特定事業所加算（Ⅳ） 1 回につき基本単位数の 5%を加算 ・初回加算 200（1 月につき） ・緊急時対応加算 1 回につき 100（月 2 回まで） ＊福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 利用する所定単位数に 27.4%が上乗せされます ＊福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 利用する所定単位数に 5.5%が上乗せされます ＊介護職員等ベースアップ等支援加算 利用する所定単位数に 4.5%を上乗せする		

【重度訪問介護サービス】＊表 2

(単位：単位数)

サービスに要する時間	
1 時間未満	186
1 時間以上 1 時間 30 分未満	277
1 時間 30 分以上 2 時間未満	369
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461
2 時間 30 分以上 3 時間未満	553
【加算】 障害福祉サービス算定基準に基づいて算定されます ・特定事業所加算（Ⅰ） 1 回につき基本単位数の 20%を加算 ・特定事業所加算（Ⅱ） 1 回につき基本単位数の 10%を加算 ・特定事業所加算（Ⅲ） 1 回につき基本単位数の 10%を加算 ・特定事業所加算（Ⅳ） 1 回につき基本単位数の 5%を加算 ・初回加算 200（1 月につき） ・緊急時対応加算 1 回につき 100（月 2 回まで） ＊福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 利用する所定単位数に 20.0 が上乗せされます ＊福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 利用する所定単位数に 5.5%が上乗せされます ＊介護職員等ベースアップ等支援加算 利用する所定単位数に 4.5%を上乗せする	

【同行援護サービス】＊表 3

(単位：単位数)

サービスに要する時間	
30 分未満	191
30 分以上 1 時間未満	302
1 時間以上 1 時間 30 分未満	436
1 時間 30 分以上 2 時間未満	501
2 時間以上 2 時間 30 分未満	566
2 時間 30 分以上 3 時間未満	632
3 時間以上（693 単位に 30 分増す毎に）	+66
【加算】 障害福祉サービス算定基準に基づいて算定されます ・特定事業所加算（Ⅰ） 1 回につき基本単位数の 20%を加算 ・特定事業所加算（Ⅱ） 1 回につき基本単位数の 10%を加算 ・特定事業所加算（Ⅲ） 1 回につき基本単位数の 10%を加算 ・特定事業所加算（Ⅳ） 1 回につき基本単位数の 5%を加算 ・初回加算 200（1 月につき） ・緊急時対応加算 1 回につき 100（月 2 回まで） ＊福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 利用する所定単位数に 27.4%が上乗せされます ＊福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 利用する所定単位数に 5.5%が上乗せされます ＊介護職員等ベースアップ等支援加算 利用する所定単位数に 4.5%を上乗せする	

※ 上記、表 1 及び表 2、表 3 のサービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護計画等に基づいて決定されたサービス内容を行うために必要となる標準的な時間に基づいて介護給付費体系により算定します。

※ 同時に 2 名の訪問介護員等が 1 人の利用者に対し訪問介護を行った時は、2 倍で算定します。

※ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合、次の割合で加算されます。

- ・早朝（午前 7 時 30 分から午前 8 時まで） 2 5 %
- ・夜間（午後 6 時から午後 9 時まで） 2 5 %

※ 事業所が利用者に代わり市から受領した総合法に基づく介護給付費等の額については、ご利用

者に通知いたします。

- ※ 総合法に基づく介護給付費等を事業者が代理受領を行わない場合(償還払い)は、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市に申請すると総合法に基づく介護給付費等が支給されます。
- ※ 利用者の出身世帯が他の市に転出する場合は、ご利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業所までご連絡をお願いします。

(2) 基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。(単位：円)

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ・ 通常の事業の実施地域以外への交通費 | |
| (1) 利用者の居宅が、当事業所の通常の事業の実施地域以外にある時の交通費 | |
| 通常の事業の実施地域を越える地点を起点として要した走行キロ数に 1 | |
| キロ当たり 40 円を乗じた金額 | |
| (2) 有料道路利用の場合の交通費 | 実費 |
| ・ 希望により利用するサービスの自己負担分 | 実費 |
| ・ 外出支援に伴う業務上必要な費用 | |
| (1) 外出支援に伴うホームヘルパーの公共機関などの交通費のほか、入場料、 | |
| 利用料等の必要な費用 | 実費 |
| ・ その他の費用 | 実費 |